

青森県報

第三千六百九十三号

平成二十五年
五月二十日
(月曜日)

目次

告 示

危険物取扱者試験の実施事務を行う者の名称の変更……………	(防災消防課) ……
消防設備士試験の実施事務を行う者の名称の変更……………	(同) ……
介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高年齢福祉保険課) ……
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同) ……
水域施設等の建設の変更の届出……………	(港湾空港課) ……
公 告	
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………	(県民生活文化課) ……
地籍調査の成果の認証……………	(農村整備課) ……
県営土地改良事業計画の決定……………	(同) ……
右 ……	(同) ……
右 ……	(同) ……
右 ……	(同) ……
出先機関	
土地改良区の役員の就任及び退任……………	(下北地域民局) ……
人事委員会	
人事委員会規則七 四四(通勤手当)の一部を改正する規則……………	(職員課) ……

人事委員会規則一三 八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則…………… (同) ……

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… (病院局医療情報部) ……

告 示

青森県告示第四百十九号

消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十三条の八第二項の規定により、危険物取扱者試験の実施に関する事務を行わせることとした財団法人消防試験研究センターから次のとおり名称の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 名 称

変更前 財団法人消防試験研究センター

変更後 一般財団法人消防試験研究センター

二 変 更 年 月 日

平成二十五年四月一日

青森県告示第四百二十号

消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十七条の九第四項において準用する同法第十三条の八第二項の規定により、消防設備士試験の実施に関する事務を行わせることとした財団法人消防試験研究センターから次のとおり名称の変更の届出があったので、同法第十七条の九第四項において準用する同法第十三条の八第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 名称 財団法人消防試験研究センター
 変更前
 変更後 一般財団法人消防試験研究センター
 二 変更年月日
 平成二十五年四月一日

青森県告示第四百二十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十五年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指定年月日
合同会社ユートピア	黒石市緑町二丁目九四	黒石市袋井三丁目五三の二	福祉用具貸与	黒石市袋井三丁目五三の二	平成二十五年六月一日
合同会社ユートピア	黒石市緑町二丁目九四	黒石市袋井三丁目五三の二	特定福祉用具販売	黒石市袋井三丁目五三の二	"

青森県告示第四百二十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十五年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業所	指定年月日
合同会社ユートピア	黒石市緑町二丁目九四	黒石市袋井三丁目五三の二	介護予防福祉用具貸与	黒石市袋井三丁目五三の二	平成二十五年六月一日
合同会社ユートピア	黒石市緑町二丁目九四	黒石市袋井三丁目五三の二	特定介護予防福祉用具販売	黒石市袋井三丁目五三の二	"

青森県告示第四百二十三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の三第一項の規定により、平成十八年十二月二十二日付けで届出のあった水域施設等の建設について、平成二十五年四月二十二日付けで次のとおり変更の届出があったので、同法第五項の規定により公示する。

平成二十五年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 届出人の住所及び名称並びにその代表者の氏名
 東京都千代田区内幸町一丁目一之三
 東京電力株式会社
 代表執行役社長 廣瀬直己

二 変更しようとする事項

区分	変更前	変更後
施設の種類及び規模	種類 敷地護岸（一） 規模 延長一〇・八メートル 天端高T・P・プラス四・メートル	種類 敷地護岸（一） 規模 延長一〇・八メートル 天端高T・P・プラス四・メートル
埋立工作物	構造 控え杭式鋼矢板	構造 控え版式鋼矢板

<p>種類 規敷地護岸(一)</p> <p>延長五七・二八メートル 天端高T・P・プラス四・メートル</p> <p>構造 控え杭式鋼矢板 (本体工)鋼管杭 (上部工)コンクリート</p>	<p>種類 規敷地護岸(一)</p> <p>延長五一・メートル 天端高T・P・プラス四・メートル</p> <p>構造 控え杭式鋼矢板 (本体工)鋼管杭 (上部工)コンクリート</p>	<p>種類 規敷地護岸(一)</p> <p>延長四六・メートル 天端高T・P・プラス四・メートル</p> <p>構造 控え杭式鋼矢板 (本体工)鋼管杭 (上部工)コンクリート</p>	<p>種類 規敷地護岸(一)</p> <p>延長四六・メートル 天端高T・P・プラス四・メートル</p> <p>構造 控え杭式鋼矢板 (本体工)鋼管杭 (上部工)コンクリート</p>
<p>種類 規敷地護岸(一) 二</p> <p>延長二七・七八メートル 天端高T・P・プラス四・メートル</p> <p>構造 控え杭式鋼矢板 (本体工)鋼管杭 (上部工)コンクリート</p>	<p>種類 規敷地護岸(一) 一</p> <p>延長二九・五メートル 天端高T・P・プラス四・メートル</p> <p>構造 控え版式鋼矢板 (本体工)PC版 (上部工)コンクリート</p>	<p>種類 規敷地護岸(一)</p> <p>延長五一・メートル 天端高T・P・プラス四・メートル</p> <p>構造 控え版式鋼矢板 (本体工)鋼管杭 (上部工)コンクリート</p>	<p>種類 規敷地護岸(一)</p> <p>延長四六・メートル 天端高T・P・プラス四・メートル</p> <p>構造 控え版式鋼矢板 (本体工)PC版 (上部工)コンクリート</p>

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年四月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人生きがい十和田
- 三 代表者の氏名
山端 政博
- 四 主たる事務所の所在地
十和田市稲生町一三の七
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者や子供をはじめとする地域住民に対して、介護予防・介護・生活支援及び保育等に関する事業を行い、高齢者や要介護者の自立と生きがいのあ

<p>種類 規敷地護岸(一)</p> <p>延長五四・二五メートル 天端高T・P・プラス四・メートル</p> <p>構造 控え杭式鋼矢板 (本体工)鋼管杭 (上部工)コンクリート</p>	<p>種類 規敷地護岸(一)</p> <p>延長五四・二五メートル 天端高T・P・プラス四・メートル</p> <p>構造 控え版式鋼矢板 (本体工)鋼管杭 (上部工)コンクリート</p>
---	---

る長寿社会を支援し、もって高齢者や要介護者の保健福祉の向上及び子供の健全育成に寄与すると共に、情報化時代に伴い、社会教育やまちづくりの実践に努めることを目的とする。

地籍調査の成果の認証

青森市及び南部町が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十五年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大字名	小字名
青森市	細越	内長沢の一部
南部町	福田	あかね、荒田沢、間ノ原、家ノ下、板橋、奥ノ城、ラヤヘタの一部、頭無、小谷地、久保田の一部、源次郎平、小沢田、小谷地の一部、小池の一部、三学森、下小路、下井田、下河原、下明戸、下平、下館、外ノ沢、外久保、宗前長根、竹花、高畑の一部、館先竹内沢、土嶺、天庁長根、十手河原、中渡、西久根の一部、野田の一部、橋場の一部、昼場、干草久保、東平の一部、前ノ沢、古館の一部、堀向、万太郎長根、前ノ沢、松ノ木、町頭、矢崎館薬師平、山道、横長根、先川原

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、黒崎地区の県営土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十五年五月二十一日から同年六月十七日まで

三 縦覧の場所

深浦町役場

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、白山区の県営土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十五年五月二十一日から同年六月十七日まで

三 縦覧の場所

五所川原市役所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、阿部堰地区の県営土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

- 二 縦覧の期間
平成二十五年五月二十一日から同年六月十七日まで
- 三 縦覧の場所
五所川原市役所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、勸
兵衛放地区の県営土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を定めたので、
同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十五年五月二十一日から同年六月十七日まで
- 三 縦覧の場所
五所川原市役所

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、川
内町土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があつたので、同条第十
七項の規定により公告する。

平成二十五年五月二十日

下北地域県民局長 武 田 志 郎

区	役員	氏 名	住 所	就任及び退任 の年月日

理 事	徳田 務	むつ市川内町銀杏木三八	平成 三・三・三就任
"	酒井 覚一	" 七〇	"
"	徳田兼太郎	川内町前田六六の四	三・六・〇退任
赤松 功	"	川内町松川稲沢一六の一	三・八・三退任

人 事 委 員 会

人事委員会規則七 四四（通勤手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年五月二十日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 四四（通勤手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 四四（通勤手当）の一部を次のように改正する。
第二十条の三第二項中「事由が同号」を「事由（前条第一項各号に掲げる事由に該
当する事由に限る。）が前項第一号」に、「前項の」を「同項の」に改め、同項第二
号を次のように改める。

- 二 地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、外国の地
方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第二条第一項の規定
により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律第二条の規定により育児
休業をし、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第三条第一号に規
定する職員派遣をされ、教育公務員特例法第二十六条第一項に規定する大学院修
学休業をし、地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をし、
研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則一三 八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成二十五年五月二十日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則一三 八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則

人事委員会規則一三 八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第七十七条第一項」を「第七十七条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年五月二十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 物品等の名称及び数量

統合画像診断管理システム機器等の賃貸借一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県立中央病院医療情報部

青森市東造道二丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十五年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所
日本GE株式会社

六 契約金額
東京都港区赤坂五丁目二の二〇
三千百九十九万五千百八十円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積りした者を契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年五月二十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 物品等の名称及び数量

総合医療情報システムに係る電子計算機等の賃貸借一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県立中央病院医療情報部

青森市東造道二丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十五年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社青森営業所

青森市長島二丁目一〇の三

六 契約金額

三千四百十二万五千五百二十円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積りした者を契約の相手方としたものである。

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年五月二十日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 特定役務の名称及び数量

電算システム運用管理業務委託一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県立中央病院医療情報部

青森市東造道二丁目一の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十五年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社青森電子計算センター

青森市大字三内字丸山三九三の二七〇

六 契約金額

二千八百十三万八千三百二十円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積りした者を契約の相手方としたものである。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭